

地独評委第16号の3

平成29年1月30日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 湊口 信也



意見書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）に係る中期計画の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第3項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第26条第1項の規定に基づき平成29年1月6日付け下病第128号で法人から知事に対し認可の申請のあった中期計画の変更については、認可することが適当である。